

飛鳥池遺跡出土の木簡

飛鳥藤原宮跡発掘調査部

1991年度に実施した飛鳥池遺跡の調査では、藤原宮期の堆積層と考えられる炭層及び粗炭層から総計103点（うち削屑9点）の木簡が出土した。出土した木簡の主な釁文、あるいは出土遺構については次年度に刊行予定の『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報（11）』で報告するので、ここでは本遺跡の性格を考える上で注目すべき木簡を中心としてその概要を報告する。

木簡の形態的な特徴としては、第一に木簡の出土総点数に比して削屑が少ないこと、第二に完形品ないしは堆積中に折損したと思われるものが多く、藤原宮跡出土木簡に顕著に見られるような徹底的な割裁を受けたものが少ないこと、などを挙げることができる。

木簡の年代については、年紀を記したものが全くないが、荷札の中には國の下に置かれる行政単位を評と記すものがある〔④・⑤・⑥・⑦〕のに対して、郡と表記するものが全くないこと、また評の下の行政単位について里とするもの〔⑥・⑦〕と五十戸と記すもの〔⑤・⑧〕とが併存すること、などの諸点から、大宝令施行（701年）以前で、概ね五十戸制から里制への変更が行われた時点を含めた時期と考えることができる。

また木簡に記された内容で、本遺跡の性格を考える上で重要な点としてつぎの諸点を挙げることができる。1)釘・針・小刀など製品と考えられるものの記載のある木簡が出土し〔①・⑬・⑭・⑮〕、またそのうち釘の雛型（様）も出土している〔⑯〕。これに対してこれらの製品を作るための素材と考えられる鉄の記載も見られる〔③〕。これらは木簡とともに出土した遺物に金属加工関係遺物や鉄製品があることと関連があると見られる。しかし一方で出土遺物に見られる漆・ガラス製造関係のものに対応する製品あるいは素材に関する記載をもつ木簡が見られない点は留意される。2)製品の供給先あるいは素材の提供者として「内工」〔⑯〕・「石川宮」〔③〕・「大伯皇子宮」「大伴」〔②〕などが見え、「内工」は官司名である可能性があるのに対して「大伯皇子」「大伴」など個人名が見られる点は、本遺跡の性格を考える上で注目される。なお「石河宮」と体部外面に墨書した7世紀末頃の土師器鍋も出土している。3)評制下の地方行政組織を通じて当地にもたらされ、消費された米等の荷札がある〔⑤・⑥・⑦〕。4)付札には工人が生産した製品に付けたものと思われる付札木簡がある〔⑨・⑩・⑪〕。

その他、本遺跡出土の木簡には、次ぎのように注目すべきものがある。1)比較的まとまって出土した伊予国の湯評関係木簡〔④・⑤〕の内包する諸問題、2)「児島マ」「□止伯マ」「鵜人マ」など、未知の部が新たに多数知られるに至った点〔⑥・⑧〕、3)「大伯皇子宮」・「石川宮」など飛鳥やその周辺地域に点在していたと思われる宮が確認されたこと、など、今後に多くの検討課題を残している。

（橋本義則）

① 二月廿九日詔小刀二口 針一口 半斤□□ 182×29×3011 131×17×3 011

② 大伯皇子宮物 大伴□・・・一品并五十□ (145+85)×18×4 011 ⑩・十月五日立家安麻呂四
・□ 五十三 五十 (針書) (130)×20×3 061 (漆箋)

③ 石川宮鐵 (89)×(18)×2 059

④ 湯評伊波田人葛木マ鳥 183×19×2 011 ⑪ 立家安麻呂

⑤ 湯評大井五十戸 111尋布十 129×16×2 081

・凡人マ己夫 (122)×13×3 011 104×20×4 032

⑥ 加毛評柞原里人 (121)×(16)×8 081

・(兎鳴) □□マ□俵 (13) □堅釘百六十

133×21×2 032 ⑭ [五九] (209)×(17)×3 081

・□□マ□俵 (14) □難釘五十六□

111×24×3 031 ⑮ 内工釘五十 (109)×6 (軸の径) 061 (釘様の軸)

・吉備道中國加夜評 (145)×36 (笠の径) 9 (軸の径) 061 (釘様)

・葦守里俵六□

146×21×2 081 ⑯ •□□人皇□ (145)×36 (笠の径) 9 (軸の径) 061 (釘様)

⑧ 五十戸□止伯マ大尔 鶴人マ犬刀□ •百七十